

「大津市男女共同参画推進条例」の概要と解説

平成23年12月 大津市

1 制定する目的

本市では、男女共同参画社会の実現を目指し、「ひとが輝く男女共同参画都市宣言」が平成10年9月市議会において決議されるとともに、平成13年には「大津市男女共同参画推進計画（おおつかがやきプラン）」を策定し、施策の推進に努めてきました。

さらには、平成15年10月には「日本女性会議2003おおつ」を、平成19年11月には「全国男女共同参画宣言都市サミット in おおつ」を、それぞれ市民との協働により開催し、市民の男女共同参画に対する気運が盛り上がったところでもあります。

しかし、平成21年度に実施しました「大津市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果において、今なお性別によって役割を固定的に捉える意識、慣行などが根強く残っている等、男女共同参画社会を実現するためには、未だに多くの課題が存在していることが明らかとなりました。

このため、平成23年度を初年度とする「第2次大津市男女共同参画推進計画（おおつかがやきプランⅡ）」を策定したところですが、プランに掲げる施策を着実に推進していくための根拠となる大津市男女共同参画推進条例を制定するものです。

2 条例の概要

条例は、前文と19の条文で構成されています。

前文では、男女共同参画に関する現状と条例を制定する目的等について述べています。

第1条と第2条では、総則的事項としてそれぞれ目的及び用語の定義を規定しています。

第3条から第8条までは、男女共同参画の推進のために必要な基本的事項として、5つの基本理念、市・市民等・事業者それぞれの役割、性別による人権侵害の禁止、公衆に表示する情報に関する配慮について規定しています。

また、第9条から第17条までは、男女共同参画計画の策定をはじめ市が実施する基本的な施策等について定めており、第18条では男女共同参画の推進に関する必要事項を調査審議するための大津市男女共同参画審議会の設置に関する事項を規定しています。

3 条例の構成

(1) 条例の名称 大津市男女共同参画推進条例

(2) 条例に盛り込む事項

第1条 目的

第2条 定義

第3条 基本理念

第4条 市の役割

第5条 市民等の役割

第6条 事業者の役割

第7条 性別による人権侵害の禁止

第8条 公衆に表示する情報に関する配慮

第9条 推進計画

第10条 施策の策定等に当たっての配慮

第11条 推進体制の整備

第12条 広報啓発

第13条 活動に対する支援

第14条 年次報告

第15条 調査研究等

第16条 相談への対応

第17条 苦情の申出に対する措置

第18条 男女共同参画審議会

第19条 委任

附則

(1) 条例の名称について

大津市男女共同参画推進条例

【考え方】

条例の名称については、条例の目的や理念が適切に反映され、内容を端的に表し、市民になじみやすいものとするのが重要であり、市民自らが積極的に男女共同参画を推進することを重視し、「大津市男女共同参画推進条例」としました。

(2) 条例の内容について

全ての人々が、一人一人を大切に、多様な価値観や生き方を認め合い、男女が共に支え合う社会を実現することは、私たちの願いである。

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組が国際社会における取組とも連動しつつ着実に進められ、平成11年には男女共同参画社会基本法が施行された。

本市においては、男女共同参画社会基本法に基づき男女共同参画推進計画を策定し、施策を積極的に推進してきた。また、平成10年に市議会において「ひとが輝く男女共同参画都市宣言」が決議され、平成15年には「日本女性会議2003おおつ」が開催されるなど、男女共同参画に関する気運が醸成されてきた。しかしながら、男女共同参画社会の実現にはまだ多くの課題が残されている。

少子高齢化の進展、経済活動の成熟化等に見られるように、社会経済情勢が急速に変化する中で、豊かで活力ある社会を構築していくためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が、一層求められている。

これらを踏まえ、豊かな歴史と文化を継承しつつ時代に応じ発展を遂げてきた古都大津において、男女共同参画社会を実現することを目指し、ここにこの条例を制定する。

【考え方】

市の条例を制定するに至った経緯や社会的背景、条例の必要性、推進への決意など条例制定の趣旨を示しています。

(目的)

条文	考え方
<p>第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>平成11年6月に交付された男女共同参画社会基本法第9条において、地方公共団体の責務が定められており、本市では平成13年3月に「大津市男女共同参画推進計画(おおつ かがやきプラン)」を策定し、平成23年3月には「第2次大津市男女共同参画推進計画(おおつ かがやきプランⅡ)」を策定していますが、さらにこのプランⅡの実効性を高めるものとしてこの条例を定めるものです。</p> <p>この条例は、市、市民等、事業者の役割を明らかにし、施策を総合的かつ計画的に推進することで、男女共同参画社会を実現することを目的としています。</p>

(定義)

条文	考え方
<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	
<p>(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。</p>	<p>男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいいます。</p> <p>なお、条文の「男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ」とは、男女という性別によって利益に違いが生ずるのではなく、男女が個人の能力によって均等に参画する機会が確保されることにより、個人の能力に応じて均等に利益を享受することができることを意味します。(※男女共同参画社会基本法逐条解説より)</p>
<p>(2) 市民等 本市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。</p>	<p>本市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者をいいます。</p>

(基本理念)

条文	考え方
<p>第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)に基づいて推進されなければならない。</p>	<p>男女共同参画を推進するにあたり、下記の5つの基本理念を定めています。</p>
<p>(1) 男女が互いの特性を認め合い、個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が社会のあらゆる分野においてそれぞれの個性及び能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。</p>	<p>男女が性別により差別的な取扱いを受けたり、能力を発揮する機会が与えられなかったりする場合があります。一人一人が自分の能力を十分に発揮できることが必要であり、その機会が男女ともに確保されることが大切です。</p>
<p>(2) 社会の制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。</p>	<p>社会における制度や慣行の中には、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担等が反映されることで、結果として個人の生き方や活動の選択に影響を及ぼすことが考えられます。そのため、男女共同参画の推進に当たっては、社会の制度や慣行の及ぼす影響に配慮することが求められます。</p>

<p>(3) 男女が、社会の対等な構成員として、市の施策又は事業者の方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。</p>	<p>男女が政策や方針の立案及び決定に対等な立場で参画し、それぞれの視点から意見等を反映させる機会が確保されることは男女が対等なパートナーとしての能力を発揮し、共に責任を分かち合う男女共同参画の形成に大切と考えます。</p>
<p>(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを両立することができるようにすること。</p>	<p>現在、家事、育児、家族の介護など、家庭生活における活動の多くを女性が担っているという状況があります。 男女共同参画社会を実現するためには、家族を構成する男女が互いに協力するとともに、社会の支援を受けながら、家庭生活と仕事や地域活動等との両立を図るようにすることが大切です。</p>
<p>(5) 男女共同参画の推進に関する国際社会の取組と協調すること。</p>	<p>我が国の男女共同参画は、世界女性会議をはじめとして女子差別撤廃条約などの国際社会の取組と連動して進められてきました。今後もその推進は、国際的な連携や協力の下に行われることが大事と考えます。</p>

(市の役割)

条文	考え方
<p>第4条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（以下「推進施策」という。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。</p>	<p>男女共同参画の推進は、市、市民等、事業者の三者が協力して取り組む必要があるため、それぞれの役割を明らかにすることが必要です。 この条項から市、市民等、事業者の役割を定めています。 第4条では市の役割を明記しています。 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定及び実施し、関係機関と連携を図りながら、協力・連携して男女共同参画を推進するものとし、 なお、「市」とは、市長部局、教育委員会、企業局等市全体を指します。男女共同参画は市長部局だけでなく、教育委員会をはじめ市全体で推進していく必要があることから「市」の役割としています。</p>
<p>2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民等、事業者、国、滋賀県、関係機関等と協力し、及び連携を図るものとする。</p>	

(市民等の役割)

条文	考え方
<p>第5条 市民等は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するよう努めるとともに、市が実施する推進施策に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>第5条では市民等の役割を明記しています。男女共同参画を推進するためには、市民一人一人の理解と協力が不可欠であることから、男女共同参画の取組を推進するとともに、市が実施する男女共同参画施策に協力することに努める努力義務規定とします。</p>

(事業者の役割)

条文	考え方
<p>第6条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するよう努めるとともに、市が実施する推進施策に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>男女共同参画の推進には、事業者の立場からの協力も不可欠であることから、事業者の主体的な取組のほか、市が実施する男女共同参画施策に協力することに努める努力義務規定とします。 なお、事業者とは、市内において営利または非営利を問わず、事業を行う個人又は法人を指します。</p>

(性別による人権侵害の禁止)

条文	考え方
第7条 何人も、性別による差別的取扱い、性的な言動により他人を不快にさせる行為、配偶者等に対して身体的又は精神的な苦痛を与える行為その他の性別の違いを背景とした人権侵害を行ってはならない。	性別による差別的取扱いの禁止を規定しています。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

条文	考え方
第8条 何人も、公衆に表示する情報において、前条に規定する性別の違いを背景とした人権侵害を是認し、又は助長させる表現を用いないよう配慮しなければならない。	公衆に表示する情報について、男女間における暴力等を正当化し、又は助長する表現を用いないよう配慮することが大切と考えます。

(推進計画)

条文	考え方
第9条 市長は、推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。	男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を、市民等及び事業者の意見を反映しながら定めることとします。策定及び変更に当たっては、あらかじめ大津市男女共同参画審議会の意見を聴くこととしています。
2 市長は、推進計画を定め、又は変更しようとするときは、市民等及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、第18条に定める審議会の意見を聴くものとする。	大津市では、平成23年度から平成27年度までの5か年を計画期間とする「第2次大津市男女共同参画推進計画(おおつ かがやきプランII)」を平成23年3月に策定し、男女共同参画の推進に努めているところです。

(施策の策定等に当たっての配慮)

条文	考え方
第10条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念に配慮しなければならない。	施策の策定や実施の際には男女共同参画の推進について配慮する必要があると考えています。

(推進体制の整備)

条文	考え方
第11条 市は、推進体制を総合的かつ計画的に実施するため、体制の整備を図るものとする。	市は、これまでから庁内組織の男女共同参画推進委員会、外部委員で構成する男女共同参画懇話会の設置等体制を整備してきましたが、男女共同参画を推進していくためにも引き続き体制の整備に努めていきます。

(広報啓発)

条文	考え方
第12条 市は、男女共同参画の推進に関する市民等及び事業者の理解を深めるよう、広報及び啓発活動を行なうものとする。	男女共同参画の推進には、市民等、事業者の理解が非常に重要です。市は、さまざまな機会を通じ、広報や啓発活動を行います。

(活動に対する支援)

条文	考え方
第13条 市は、市民等及び事業者の男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。	男女共同参画の推進は、市、市民等、事業者が連携、協力して取り組む必要があるため、男女共同参画に関する情報提供や出前講座、講演会の案内等の支援を行います。

(年次報告)

条文	考え方
第14条 市長は、毎年、推進施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表しなければならない。	男女共同参画は、市、市民等、事業者が一体となって進める必要があり、その気運を高めるためには、男女共同参画の状況や男女共同参画の推進に関する施策の実施状況をまとめ、公表していくことが必要であると考えています。

(調査研究等)

条文	考え方
第15条 市は、推進施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な調査研究及び情報収集に努めるものとする。	市は、男女共同参画の推進に当たって、施策を効果的に実施するために、国、県の動向や市の施策の推進状況について調査研究するとともに、意識調査により市民の意識等の把握に努めるものとしします。

(相談への対応)

条文	考え方
第16条 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められることに関し、市民等及び事業者から相談があったときは、関係機関と連携し、適切に対応するものとする。	市は、性別による差別的取扱等の相談があった場合、関係機関と十分に連携を図り、適切な支援を行うよう努めるものとしします。

(苦情の申出に対する措置)

条文	考え方
第17条 市長は、市が実施する推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民等又は事業者から苦情の申出を受けた場合は、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、次条に定める審議会の意見を聴くことができる。	男女共同参画に関する施策等への苦情について、適切な措置をする必要があると考えています。

(男女共同参画審議会)

条文	考え方
<p>第18条 男女共同参画の推進に関し必要な事項を調査審議するため、大津市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p>	<p>男女共同参画の推進に関する施策の実効性を高めるために審議会の設置が必要と考えます。 また、審議会の組織・運営などについては規則にて定めます。</p>
<p>2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。 (1) 推進計画の策定及び変更に関すること。 (2) 市民等及び事業者から申出のあった苦情に係る措置に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し市長が必要と認めること。</p>	
<p>3 審議会は、男女共同参画の推進に関する事項に関し、市長に意見を述べることができる。</p>	
<p>4 審議会は、委員20人以内をもって組織する。</p>	
<p>5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1) 学識経験を有する者 (2) 市長が行う委員の公募に応募した市民 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者</p>	
<p>6 前項第2号の規定にかかわらず、公募を実施しても応募者がなかったとき又は適任者がなかったときは、公募によらず、市民のうちから委員を委嘱することができる。</p>	
<p>7 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	
<p>8 委員は、再任されることができる。</p>	
<p>9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	

(委任)

条文	考え方
<p>第19条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>委任として、本条例の施行について必要な事項は、市長が定めることとしています。</p>